

令和6年度 九重町決算報告

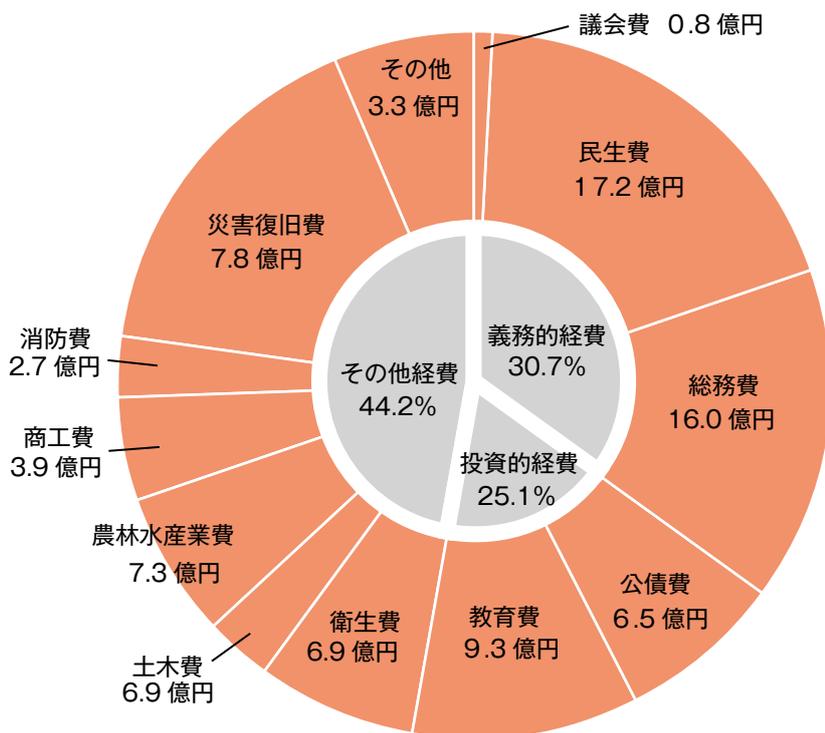
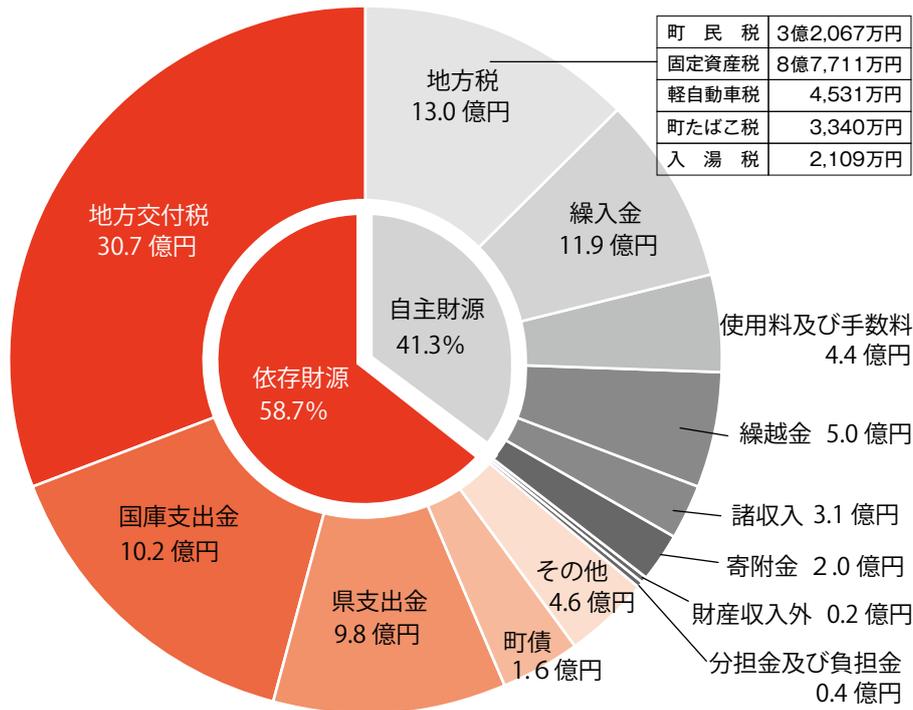
一般会計

一般会計の歳入は96億8,923万円、歳出は88億5,934万円。歳入歳出差引額は8億2,989万円となり、翌年度に繰り越す財源を控除した実質収支額は5億1,062万円の黒字となりました。

歳入総額

96億8,923万円

歳入は前年度より2億8千万円程度減少した決算額となりました。耕地災害復旧に係る県支出金の減少などが主な要因です。



歳出総額

88億5,934万円

歳出は前年度より3億4千万円程度減少した決算となりました。災害復旧事業の減少が主な要因です。

令和6年度の一般会計、特別会計の決算がまとまり、令和7年第3回九重町議会で認定されました。皆さんに納めていただいた税金や、国・県から町に入ったお金がいくらで、どのように使われたか、町の財政状況はどうなっているのか、詳しくお伝えします。

町民1人当たりの歳出（一般会計）

合計 1,081,462円

 議会費 1万367円 町議会の運営のための経費	 総務費 19万5,186円 役場の全般的な事務の経費、ケーブルテレビの経費	 民生費 20万9,754円 高齢者や障がい福祉、子育て支援等のための経費	 衛生費 8万3,834円 保健衛生や疾病予防、ゴミ・し尿処理のための経費
 農林水産業費 8万8,642円 農業、林業、畜産業の振興のための経費	 商工費 4万8,199円 商工や観光の振興、大吊橋運営のための経費	 土木費 8万3,726円 道路の改良・維持管理や町営住宅改修のための経費	 消防費 3万3,305円 消防団活動や広域消防の負担金等の経費
 教育費 11万3,051円 学校教育や社会教育、スポーツや文化活動のための経費	 災害復旧費 9万5,227円 災害復旧のための経費	 公債費 7万9,549円 町の借金を返済するための経費	 その他 4万622円 預金への積立や予備費等

特別会計

区分	国民健康保険	飯田高原診療所	介護	後期高齢者医療
歳入決算額	14億3,910万円	6,355万円	15億7,525万円	1億9,809万円
歳出決算額	13億8,903万円	6,233万円	15億3,737万円	1億9,714万円
収支差額	5,007万円	122万円	7,152万円	95万円

企業会計

簡易水道事業会計

区分	収益的収支	資本的収支
歳入決算額	1億4,569万円	8,986万円
歳出決算額	1億6,522万円	1億1,460万円
収支差額	△1,953万円	△2,474万円

用語説明

一般会計	地方公共団体の会計のうち基本的・全般的な経費を計上する会計
特別会計	事業目的を限定し、特定の歳入を特定の支出に充てて経理する会計
普通会計	市町村同士の財政比較を行うために一般会計と特別会計のうち公営事業会計（法律で規定されているもの）を除いた特別会計を合算したもの 九重町では、一般会計と飯田高原診療所特別会計を合算したもの
企業会計	独立採算による特定の事業を経理する会計
収益的収支	水道事業の経営活動に伴う収支
資本的収支	施設の整備や拡充に係る収支

■歳入

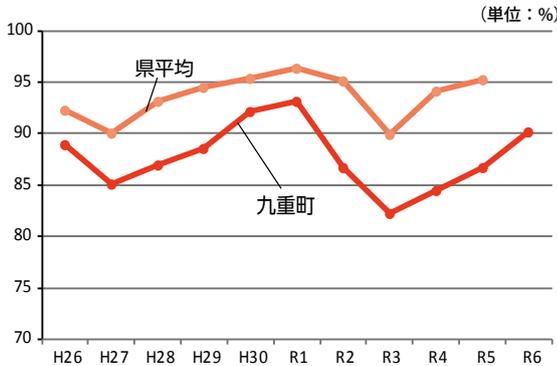
地方税	町民の皆さんからの税金
繰入金	特定の目的のために積み立てられた基金（貯金）を取り崩して収入としたお金
繰越金	前年度から繰り越されたお金
町債	町の借入金
国庫支出金、県支出金	特定の目的のために国、県から交付されるお金
地方交付税	国が国税として徴収した税金を地方に分配し、市町村間の不均衡を是正するために交付されるお金
自主財源	九重町が自主的に収入できる財源で、この割合が高いほど情勢に影響されないためなるべく確保することが望ましい
依存財源	国や県の基準に基づき交付されたり割り当てられる収入で、町が独自に収入額を決められないもの

■歳出

義務的経費	歳出のうち法令等で義務付けられる経費で、人件費（職員給与、議員報酬等）、扶助費（生活保護費や児童手当等福祉に係る費用）、公債費（町の借入金の元利償還金）をいう
投資的経費	道路や施設の建設、災害復旧に係るものなど将来に残るものに支出される経費

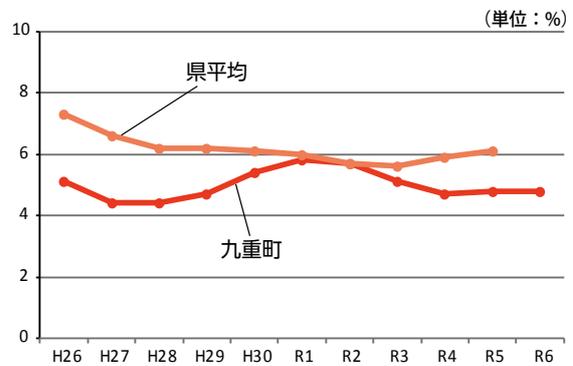
経常収支比率（90.2%）

経常的に見込める収入と、公債費など経常的に支払う必要がある支出を比べたものです。数値が小さい方が弾力的な財政運営が可能となります。



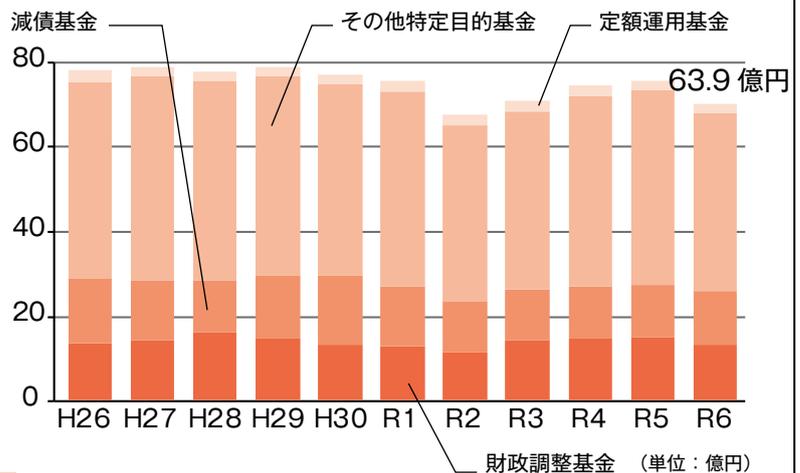
実質公債費比率（4.8%）

標準的な収入に対する公債費の割合で、数値が小さいほど公債費の負担度合いが少ないことを示します。財政負担の健全度を判断するものです。



基金残高推移

基金（町の貯金）は法律や条例に基づいて設置されるもので、特定の目的のために活用することができます。九重町には普通会計に24の基金があります。令和6年度末で約63.9億円となっています。



積立基金残高（年度末現在高）

※万円未満四捨五入のため、合計が一致しない場合があります

区分	令和5年度	令和6年度	基金の目的	
財政調整基金	13億6,563万円	12億1,181万円	年度間の財源の変動に備えて積み立てる基金	
減債基金	11億2,209万円	11億3,427万円	地方債の返済を計画的に行うための基金	
その他の特定基金	取崩し型（積立型）	39億6,531万円	36億2,366万円	特定の目的のために資金を積み立てておき、必要な時に取崩して財源等に充てるために設置される基金。九重町では、14の取崩し基金があり、町有施設の整備などの、各種事業に用いられます。
	果実運用型	2億746万円	2億746万円	積み立てた資金を取り崩さず、そこから生じる利息のみを利用し、財源等に充てる基金。九重町では、九重町福祉基金、足立老齢年金基金の二つがあり、敬老の日祝い品、ふれあい郵便事業、配食サービス事業に用いられます。
その他の特定目的基金合計	41億7,276万円	38億3,112万円		
基金合計	66億6,049万円	61億7,719万円		

財政調整基金については、突発的な災害等への対応も考慮して、標準財政規模の30%程度（約12億円）を用途に積立てを行ってきました。令和6年度は災害復旧関連事業や物価高騰等による経費増大のため1億5千万円程度減少しています。

減債基金については、令和2年7月豪雨災害における災害復旧事業や防災行政無線デジタル化事業等の大型事業への借入への償還において一般財源が圧迫しないよう余剰財源を活用した積立てを行いながら、適切に運用していきます。

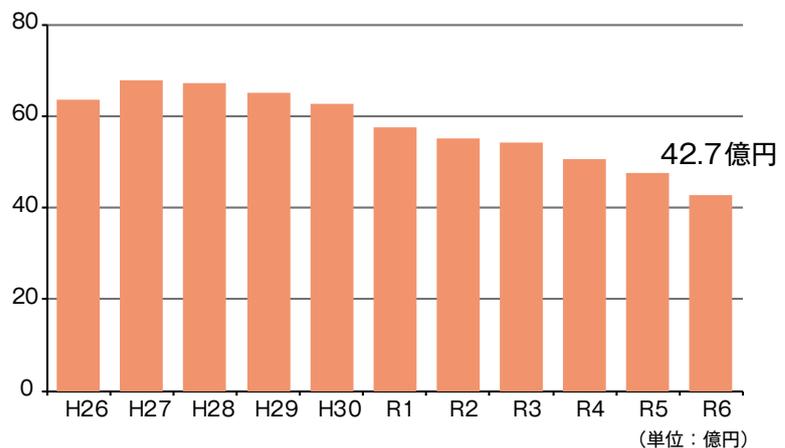
決算に基づく財政状況の指標

国が定めた5つの財政指標は、家計でいえば「家の収支バランス」を見るものです。町の財政状況を客観的に示すもので、健全な行財政運営を続けていくための大切な目安です。九重町はいずれの数値も基準を下回っており、健全な状態といえます。

	説明	九重町の比率	早期健全化基準
実質赤字比率	一般会計などを対象にした実質赤字の標準財政規模に対する比率	該当なし	15%
連結実質赤字比率	すべての会計を対象にした実質赤字（または資金不足額）の標準財政規模に対する比率	該当なし	20%
実質公債費比率	一般会計などが負担する元利償還金および準元利償還金の標準財政規模を基本にした額に対する比率	4.8%	25%
将来負担比率	一般会計などが将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本にした額に対する比率	該当なし	350%
資金不足比率	公営企業会計ごとの資金不足額の事業規模に対する比率	該当なし	経営健全化基準 20%

地方債残高推移

地方債（借入金）は後年での負担する公債費（借金返済）の増加を抑制するため、国の財政措置のある有利なものに限り発行し、残高の抑制に努めています。残高は令和6年度末で約42.7億円です。



事業別地方債残高

区分	令和5年度	償還額	発行額	令和6年度
公営住宅事業債	1億7,027万円	2,578万円	0	1億4,449万円
災害復旧事業債	6億8,449万円	1,531万円	3,890万円	7億809万円
全国防災事業債	7,292万円	422万円	0	6,870万円
教育・福祉施設整備債	1億8,898万円	2,009万円	0	1億6,890万円
一般単独事業債	3億1,324万円	2,727万円	1,740万円	3億337万円
過疎対策事業債	14億8,719万円	3億2,113万円	9,580万円	12億6,186万円
財源対策債	32万円	32万円	0	0
減税補てん債等	1,589万円	217万円	0	1,372万円
臨時財政対策債	18億1,639万円	2億2,205万円	1,019万円	16億453万円
合計	47億4,969万円	6億3,834万円	1億6,229万円	42億7,365万円

※万円未満四捨五入のため、合計が一致しない場合があります

起債の内容

災害復旧事業債 3,890万円

・過年度災害復旧に要する費用として

一般単独事業 1,740万円

・急傾斜地崩落対策、砂防施設再生事業に要する費用として

過疎対策費事業 9,580万円

・ソフト事業分は地方路線バス運行費補助、コミュニティバス運行費補助に要する費用として
・ハード事業分は釣住宅宅地造成事業等に要する費用として

臨時財政対策債 1,019万円

・地方一般財源不足に対処する特例発行分として